参考資料１

○大阪府情報公開審査会規則

昭和五十九年九月二十日
大阪府規則第六十六号

〔大阪府公文書公開審査会規則〕をここに公布する。

大阪府情報公開審査会規則

（平一二規則二二七・改称）

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭六〇規則一一・平一二規則二二七・平二四規則四二・一部改正）

（組織）

第二条　審査会は、委員十人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平一二規則二二七・平一四規則一二・平二三規則三九・令四規則七八・一部改正）

（会長）

第三条　審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（平一二規則二二七・平二四規則四二・一部改正）

（会議）

第四条　審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平一四規則一二・平二四規則四二・一部改正）

（部会）

第五条　審査会に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員三人以上で組織する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審査会に報告する。

５　部会は、部会に属する委員の過半数（三人で組織する部会にあっては、部会に属する委員全員）が出席しなければ会議を開くことができない。

６　前条第三項の規定は、部会の議事について準用する。

７　前条の規定にかかわらず、審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

（平一二規則二二七・追加、平一四規則一二・一部改正）

（報酬）

第六条　委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。

（昭六〇規則一一・昭六三規則一一・平四規則一一・一部改正、平一二規則二二七・旧第五条繰下、平二四規則四二・平二八規則六七・令八規則五七・一部改正）

（費用弁償）

第七条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（昭六〇規則一一・昭六〇規則七三・昭六三規則一一・平一一規則一一・一部改正、平一二規則二二七・旧第六条繰下、平一八規則五五・平二〇規則六七・平二四規則四二・一部改正）

（庶務）

第八条　審査会の庶務は、府民文化部において行う。

（昭六二規則六〇・平八規則三一・平一〇規則一二・平一二規則二〇一・一部改正、平一二規則二二七・旧第八条繰下、平一五規則一〇〇・平一八規則五五・平二一規則一五・一部改正、平二四規則四二・旧第九条繰上）

（委任）

第九条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（平一二規則二二七・旧第九条繰下、平二四規則四二・旧第十条繰上）